

特定（介護予防）福祉用具販売の運営規程

（事業の目的）

第1条 クリエーティブカミヤ株式会社 藤沢営業所が開設する特定（介護予防）福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な特定（介護予防）福祉用具を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定（介護予防）福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 クリエーティブカミヤ株式会社 藤沢営業所
- 二 所在地 神奈川県藤沢市石川1766-2 中村ビル1F 電話 0466-52-5788 FAX 0466-54-7261

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 （常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定福祉用具販売の提供に当たるものとする。

- 二 専門相談員 福祉用具専門相談員講習会修了者 3名（常勤兼務）

専門相談員は、指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

（日、祭日、年末年始12月30日～1月3日は休業）

- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

（特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法）

第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。

- 1 指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
- 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

- 3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 4 特定福祉用具販売等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得て、交付する。
- 5 作成した特定福祉用具販売計画書等を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付する。

(取り扱う種目)

第7条 特定福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

1. 腰掛便座
2. 入浴補助用具
3. 簡易浴槽
4. 移動用リフトのつり具の部分
5. 自動排泄処理装置の交換可能部品
6. 排泄予測支援機器
7. スロープ（貸与と販売の選択制）
8. 歩行器（貸与と販売の選択制）
9. 歩行補助つえ（貸与と販売の選択制）

(利用料等)

第8条 指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において特定（介護予防）福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた交通費の実費をご負担していただく事があります。
(1kmにつき実費で30円の負担となります。)
 - 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費をご負担していただく事があります。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 特定（介護予防）福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
 - 一 当該指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所の名称
 - 二 提供した特定（介護予防）福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - 三 領収書
 - 四 当該特定（介護予防）福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要
(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、神奈川全域

(衛生管理等)

第10条 事業所は衛生的に管理している特定福祉用具等を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業者は、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(個人情報保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情に対する対応方針)

第13条 事業所は自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

・故障・不具合、事故・苦情、その他の問い合わせ

故障・不具合、事故・苦情、その他福祉用具使用上の問い合わせ先を以下のとおりとする。

受付時間 9:00 ~ 18:00 (休日を除く)

住 所 神奈川県藤沢市石川 1766-2 中村ビル 1F

電 話 0466-52-5788

F A X 0466-54-7261

・緊急時における対応方法

① 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

② 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

③ 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

・苦情等についての対応

迅速・適切な対応を心がける。利用者の不満や苦情が発生した場合、速やかに以下の担当者が対応をする。

事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

また、市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口との連携を図る。

藤沢市 介護保険課 0466-50-3527 鎌倉市 高齢者いきいき課 0467-61-3947

茅ヶ崎市 高齢福祉介護課 0467-82-1111 寒川町 高齢介護課 0467-74-1111

海老名市 介護保険課 046-235-4952 綾瀬市 高齢介護課 0467-70-5636

大和市 介護保険課 046-260-5169 逗子市 高齢介護課 0467-872-8116

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護苦情相談課 0570-022110（苦情専用）または
045-329-3447

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6ヵ月以内に実施する。

二 継続研修 年1回実施する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、特定福祉用具販売等の提供に関する記録を整備し、利用者のサービス提供が終了した日から5年間保管する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はクリエイティブカミヤ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する。

改訂 令和5年10月1日 ～管理者変更

改訂 令和6年4月1日 ～特定福祉用具取り扱い種目追加